

令和3年度 神奈川県県土整備局公共事業評価委員会

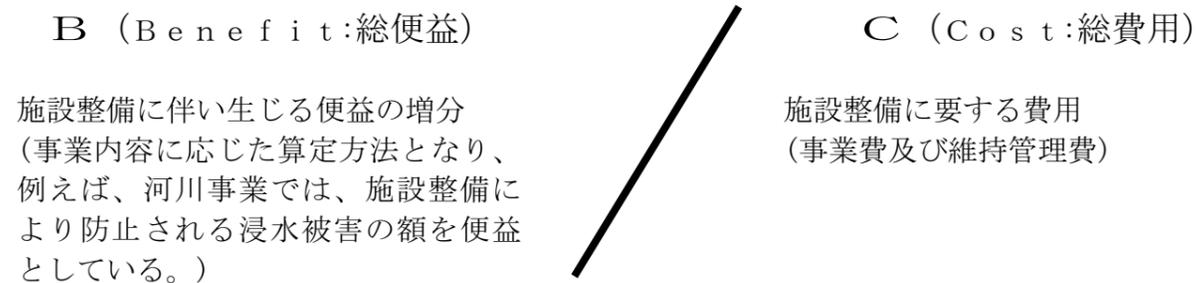
B / C (費用便益比) 関係資料

— 各事業のB(総便益)の算出方法 —

1. 費用便益分析とB/C(費用便益比)について

費用便益分析は、再評価を行う時点(年次)を基準年とし、施設整備が行われる場合と、行われない場合のそれぞれについて、当該施設の耐用年数等を考慮した一定期間(評価対象期間といい、通常、供用開始後「40年間まで」や「50年間まで」が採用されている。)の便益額、費用額を算定し、施設整備に伴い生じる便益の増分(総便益)と、施設整備に要する費用(総費用)を比較することにより分析、評価を行うものである。(公園事業の評価に活用する旅行費用法等を除く。)

通常、下記のとおり、総便益を総費用で除した費用便益比(以下、B/Cという。)で表し、このB/Cの値が、1以上あれば、一定の費用対効果が得られる事業であるという「客観的な評価」を行うための分析方法である。



2. B(総便益)とC(総費用)の算出方法について

① B(総便益)の算出方法

事業分野ごとに、当該事業内容に即した算出方法が、国によりマニュアル化されており、県もこれに準じて算出している。

② C(総費用)の算出方法

用地費、補償費、建設費、維持管理費などの、評価対象期間に発生する全てのコストを計上して算出する。

なお、C(総費用)の算出にあたっては、各年の事業費を、再評価を行う時点(年次)の実質価格(現在価値)に換算するため、社会的割引率(4%)を用いて、物価変動分を除去した数値に変換する。

【事後評価】

No. 6 二級河川 境川（下流） 河川改修事業

河川分野の事業における便益（B）の算出について

※算出典拠：「治水経済調査マニュアル（案）」

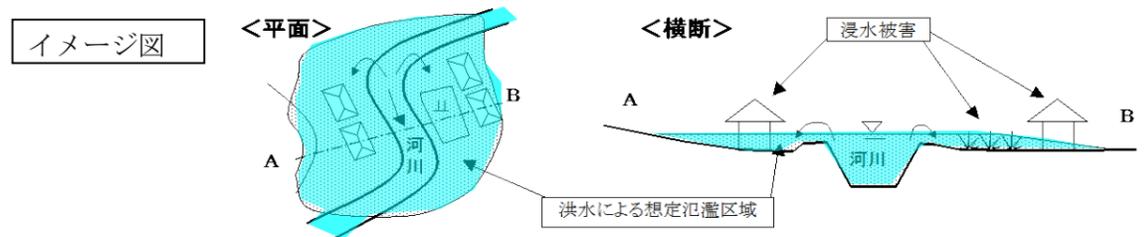
令和2年4月（国土交通省 水管理・国土保全局）

○便益の算定手法

河川改修事業の便益は、治水施設の整備によって大雨時の浸水被害が防止されることから、浸水時を想定し、家屋の被害額や業務停止による営業停止損失額などの被害額を合計し、便益として算定する。総便益（被害額）の算定の流れは以下のとおり。

(1) 想定氾濫計算

現事業計画が想定する降雨確率を含めた複数の降雨確率を設定し、当該降雨時に発生する洪水によって氾濫（浸水）する区域を求める。



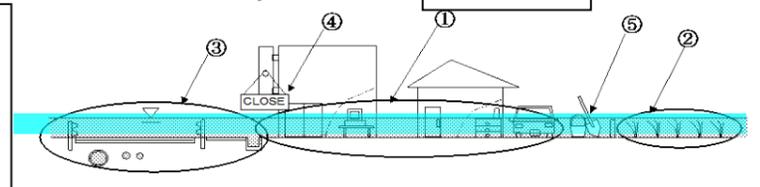
(2) 想定被害額の算定

洪水ごとの想定氾濫（浸水）区域内における以下の項目について、被害額を算定する。

[被害額算定結果例]

- ・直接被害額
 - ①一般資産（家屋、家庭用品、事業所資産等）
 - ②農作物（水稻、野菜等）
 - ③公共土木施設（道路、下水道、公益施設等）
 - ・間接被害額
 - ④営業停止損失（生産高の減少等）
 - ⑤応急対策費用（清掃労働対価等）
- ※億円 合計※億円

○被害額の計算例
（自動車を除く家庭用品被害の場合）
被害額=資産額×被害率
※被害率0.037（床下浸水）
0.533（床上浸水深さ50～99cm）
注）項目毎に被害率がそれぞれ設定されているため、一部を紹介



○総便益（B）の算定

洪水ごとの想定被害額に、その洪水が発生するときの降雨確率を乗じて1年あたりの被害額を算出した上で、50年間分（施設の耐用年数を考慮した供用期間）の被害額を求め、その被害額に施設の※残存価値を加えて、総便益Bを算出する。なお、総便益Bの算出にあたっては、各年度の被害額に社会的割引率を乗じる。

[総便益の算定結果例]

総便益B = 直接被害*億円 + 間接被害*億円 + 残存価値*億円 = □億円

※残存価値：評価対象期間終了時において治水施設に残存すると考えられる資産価値のこと。

費用便益補足資料

路線名	二級河川 境川（下流）
事業名	河川改修事業
延長	L = 5.55 km

□ 便益

	被害防止 便益	残存 価値	合計
基準年	令和3年		
基準年における 現在価値（B）	13,994.9 億円	14.4 億円	14,009.2 億円

□ 費用

	事業費	維持管理費	合計
基準年	令和3年		
基準年における 現在価値（C）	1,067.6 億円	129.0 億円	1,196.6 億円

□ 算定結果

費用便益比（B/C）		
B/C	=	$\frac{\text{便益の現在価値の合計 (B)}}{\text{費用の現在価値の合計 (C)}} = \frac{14,009.2 \text{ 億円}}{1,196.6 \text{ 億円}}$
	=	11.71

- 注) 1. 費用及び便益額は小数1位止めとする。
2. 費用及び便益の合計額は、表示桁数の関係で計算値と一致しないことがある。

【事後評価】

NO. 7 急傾斜地崩壊対策事業（稲村ガ崎3丁目地区）

急傾斜地崩壊対策事業におけるBの算出について

※算出典拠：「急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」
令和3年1月（国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部）

○ 便益の算定手法

がけ崩れの発生を想定し、その際の被害額を急傾斜地崩壊防止施設の整備によって防止し得ると考え、便益として算定する。

便益の算定の流れは以下のとおりである。

被害想定区域の設定

がけ崩れが発生した場合に被害を受ける区域を設定する。被害想定区域は、がけの高さを基準に設定する。なお、降雨規模（10年、50年確率）により崩土の到達距離、土砂の堆積厚は、下表のとおり設定。

降雨規模と崩土の到達距離及び崩土の堆積厚との関係（h：がけ高）

降雨規模	崩土の到達距離	堆積厚 100cm 以上の範囲	堆積厚 50cm 以上 100cm 未満の範囲	堆積厚 50cm 未満の範囲
10年超過確率	1.1×h	がけ直下から 0.7×h の範囲	がけ直下から 0.7×h から 1.0×h の範囲	がけ直下から 1.0×h から 1.1×h の範囲
50年超過確率	2.0×h	がけ直下から 1.2×h の範囲	がけ直下から 1.2×h から 1.6×h の範囲	がけ直下から 1.6×h から 2.0×h の範囲

※マニュアルに基づき、過去に発生した主ながけ崩れの降雨規模と崩土の到達距離の関係及びがけ崩れ崩土の堆積モデルから設定したものを。

想定被害額（便益）の算定

設定した被害想定区域内の各資産等を算定し、それぞれの崩土堆積厚に応じて、一般資産被害、農作物被害軽減効果、公益施設被害軽減効果、人身被害軽減効果を直接被害抑止効果額として算定する。

また、営業停止による損失や応急対策費用、人命損傷に伴う精神的損害を抑止する効果などを間接被害抑止効果額として算定する。

なお各年度の被害抑止効果額に社会的割引率4%を乗じて、便益①を算出し、施設残存価値との合計を総便益Bとする。

[総便益の算定結果例]

$$\text{便益①} = \Sigma \text{年平均被害抑止効果額} * (1+4/100)^n$$

$$\text{総便益B} = \text{便益①} + \text{施設残存価値}$$

総便益の算定

算出した確率ごとに直接被害抑止効果額と間接被害抑止効果額の合計値に発生確率を乗じて、1年あたりの平均被害額を算出した上で、50年間分の被害抑止効果額を求める。

なお各年度の被害抑止効果額に社会的割引率4%を乗じて、便益①を算出し、施設残存価値との合計を総便益Bとする。

[総便益の算定結果例]

$$\text{便益①} = \Sigma \text{年平均被害抑止効果額} * (1+4/100)^n$$

$$\text{総便益B} = \text{便益①} + \text{施設残存価値}$$

費用便益補足資料

評価時点	令和3年
整備期間	平成21年から平成28年（8年間）
評価対象期間	整備期間+施設の耐用期間（50年）

□ 便益

総便益（B）	
① 直接被害抑止効果	1,266 百万円
② 間接被害抑止効果	1,999 百万円
③ 施設残存価値	4 百万円
合計	3,269 百万円

□ 費用

総費用（C）	
建設費	598 百万円
維持管理費	2 百万円
合計	600 百万円

※なお、総費用（C）は、総事業費に社会割引率（4%）を用いて現在価値化を行っている。

□ 算定結果

費用便益費（B/C）	
B/C	= $\frac{\text{便益の現在価値の合計（B）}}{\text{費用の現在価値の合計（C）}} = \frac{3,269 \text{ 百万円}}{600 \text{ 百万円}}$
	= 5.44

【事後評価】

NO. 8 急傾斜地崩壊対策事業（岸地区）

急傾斜地崩壊対策事業におけるBの算出について

※算出典拠：「急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」
令和3年1年（国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部）

○ 便益の算定手法

がけ崩れの発生を想定し、その際の被害額を急傾斜地崩壊防止施設の整備によって防止し得ると考え、便益として算定する。

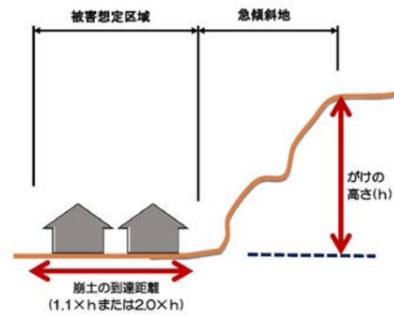
便益の算定の流れは以下のとおりである。

被害想定区域の設定

がけ崩れが発生した場合に被害を受ける区域を設定する。被害想定区域は、がけの高さを基準に設定する。なお、降雨規模（10年、50年確率）により崩土の到達距離、土砂の堆積厚は、下表のとおり設定。

降雨規模と崩土の到達距離及び崩土の堆積厚との関係（h：がけ高）

降雨規模	崩土の到達距離	堆積厚 100cm 以上の範囲	堆積厚 50cm 以上 100cm 未満の範囲	堆積厚 50cm 未満の範囲
10年超過確率	1.1×h	がけ直下から 0.7×hの範囲	がけ直下から 0.7×hから1.0×hの範囲	がけ直下から 1.0×hから1.1×hの範囲
50年超過確率	2.0×h	がけ直下から 1.2×hの範囲	がけ直下から 1.2×hから1.6×hの範囲	がけ直下から 1.6×hから2.0×hの範囲



※マニュアルに基づき、過去に発生した主ながけ崩れの降雨規模と崩土の到達距離の関係及びがけ崩れ崩土の堆積モデルから設定したもの。

想定被害額（便益）の算定

設定した被害想定区域内の各資産等を算定し、それぞれの崩土堆積厚に応じた被害率から、一般資産被害、農作物被害、公共土木施設等の被害、人身被害を算出し、直接被害額を算定する。

また、営業停止による損失や応急対策費用、人命損傷に伴う精神的損害などを算出し、間接被害額として算定する。

※なお、人身被害については、降雨確率1/50の場合にのみ生じると想定する。

総便益の算定

降雨規模ごとの直接被害を抑止する効果額と間接被害を抑止する効果額を合計し、被害軽減額を算出した上で、それらの被害軽減額に生起確率を乗じることで、1年あたりの平均被害軽減期待額を算定する。

なお、被害軽減期待額に社会的割引率4%を乗じた各年度の被害抑止効果額を、評価対象期間の50年間分合計することで、便益①を算出し、施設残存価値を合計して、総便益Bを算定する。

[総便益の算定結果例]

便益① = \sum 年平均被害軽減期待額* / (1+4/100)ⁿ

総便益B = 便益① + 施設残存価値

費用便益補足資料

評価時点	令和3年
整備期間	平成22年から平成28年（7年間）
評価対象期間	整備期間+施設の耐用期間（50年）

□ 便益

総便益（B）	
① 直接被害抑止効果	178 百万円
② 間接被害抑止効果	461 百万円
③ 施設残存価値	1 百万円
合計	640 百万円

□ 費用

総費用（C）	
建設費	175 百万円
維持管理費	2 百万円
合計	178 百万円

※なお、総費用（C）は、総事業費に社会割引率（4%）を用いて現在価値化を行っている。

□ 算定結果

費用便益費（B/C）	
B/C	= $\frac{\text{便益の現在価値の合計（B）}}{\text{費用の現在価値の合計（C）}}$ = $\frac{640 \text{ 百万円}}{178 \text{ 百万円}}$
	= 3.60

【事後評価】

No. 9 真鶴港 港湾改修事業

港湾分野の事業における便益（B）の算出について

○算出典拠

- ・港湾マニュアル：「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」平成29年3月（国土交通省港湾局）
- ・港湾解説書：「港湾投資の評価に関する解説書2011」平成24年11月（財港湾空間高度化環境研究センター）
- ・港湾解説書原単位更新：「港湾投資の評価に関する解説書2011に掲載の原単位の更新について」平成29年4月（財港湾空間高度化環境研究センター）
- ・海岸指針：「海岸事業の費用便益分析指針（改訂版）」令和2年4月一部改訂 平成16年6月（農林水産省農村振興局、農林水産省水産庁、国土交通省河川局、国土交通省港湾局）
- ・水産ガイドライン：「水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン」令和2年5月改訂（水産庁漁港漁場整備部）
- ・水産ガイドライン参考資料：「水産基盤整備費用対効果分析のガイドラインー参考資料ー」令和3年5月（水産庁漁港漁場整備部）
- ・水産基盤整備事例集：「水産基盤整備事業費用対効果分析に関する事例集（案）」令和2年6月（水産庁漁港漁場整備部）

○便益の算定手法

港湾事業の便益は、港湾整備によって得られる「遊覧船客の増加」や「海洋レジャーの振興」、「漁港機能の改善（出漁回数の増加・漁船の耐用年数の増加）」、「津波被害の軽減」、「高潮被害の軽減」、「漁船の海難損失の回避」「石材船輸送コスト削減便益」の効果を貨幣価値に換算して求める。

(1) 「遊覧船客増便益」：港湾整備に伴う静穏度向上による乗船可能日数が増加する効果を貨幣価値として算定

遊覧船客増加便益＝遊覧船乗船客増加人数×支払い意思額（乗船料）

- ◆遊覧船乗船客増加人数＝日当たり平均乗船客数^{*}（人/日）×海上遊覧可能日数（増加分）^{*}
 - ◆支払い意思額：遊覧船乗船料より設定
- ※：実績値より設定

算定手法：港湾解説書（防波堤整備プロジェクト）の考え方にに基づき実施

(2) 「海洋レジャー振興便益」：港湾整備に伴う静穏度向上による海洋レジャー活動回数が増加する効果を貨幣価値として算定

海洋レジャー活動回数の増加便益＝海洋レジャー活動増加回数×1隻当たりの乗船人数^{*}×
支払い意思額（1回当たり参加費用）

- ◆海洋レジャー活動増加回数＝現状海上活動回数^{*}－再評価時海上活動回数^{*}
 - ◆支払い意思額（1回当たり参加費用）：レジャー白書2020をもとに設定
- ※：実績値より設定

算定手法：港湾解説書（マリナー・ボートパーク整備プロジェクト）の考え方にに基づき実施

(3) 「漁港機能改善便益（出漁日数の増加便益）」：港湾整備に伴う静穏度向上による出漁日数が増加する効果を貨幣価値として算定

出漁日数の増加便益＝ $\frac{\text{漁業出漁増加日数}^* \times \text{漁業所得日額} \times \text{漁業漁船隻数}^*}{\text{遊漁出漁増加日数}^* \times \text{遊漁所得日額}^* \times \text{遊漁漁船隻数}^*}$

- ◆出漁増加日数：防波堤整備により港内が静穏になったことにより増加した日数
 - ◆漁業所得日額＝年間漁獲金額÷（稼働漁船隻数×1隻あたりの年間出漁日数）
 - ◆遊漁所得日額＝遊漁船乗船料×1隻あたりの遊漁客数
- ※：実績値より設定

算定手法：水産ガイドラインの考え方にに基づき実施

(4) 「漁港機能改善便益（漁船の耐用年数の増加便益）」：港湾整備に伴う静穏度向上による漁船の耐用年数増加の効果を貨幣価値として算定

耐用年数の増加便益＝ $\left\{ \frac{\text{漁船建造費} / \text{漁船の耐用年数（沖防波堤無）}}{\text{漁船建造費} / \text{漁船の耐用年数（沖防波堤有）}} \right\} \times \text{受益対象漁船総トン数}$

- ◆漁船建造費：水産ガイドライン参考資料より設定
- ◆漁船の耐用年数の延長：水産ガイドライン資料より設定
- ◆受益対象漁船総トン数：実績値より設定

算定手法：水産ガイドライン参考資料の考え方にに基づき実施

(5) 「津波被害軽減便益」：港湾整備に伴う静穏度向上による港の津波被害軽減効果を貨幣価値として算定

津波被害軽減便益＝ $\frac{\text{一般資産等被害額} + \text{公共土木施設被害額（一般資産等被害額} \times 1.80） + \text{公共事業等被害額（一般資産等被害額} \times 0.03）}{}$

- ◆一般資産額（家屋、家財、事業所資産）の算定
 - ・家屋＝家屋平均床面積×家屋数（世帯数）×家屋1㎡当たり単価×被害率
 - * 家屋平均床面積：県・市町村統計書データ
 - * 家屋1㎡当たり単価：治水経済調査マニュアル(案)より設定
 - ・家庭用品＝世帯数（家屋数）×1世帯当たり家庭用品評価額×被害率
 - * 1世帯当たり家庭用品評価額：治水経済調査マニュアル(案)より設定
 - ・事業所資産＝従業員数×従業員1人当たり平均事業所資産額×被害率
 - * 従業員1人当たり平均事業所資産額＝ Σ （産業大分類別従業員1人当たり償却・在庫資産単価×（当該市町村産業別従業員数/当該県・市町村従業員総数））
- ・被害率
 - * 浸水深に対する被害率は海岸指針より設定
- ・浸水深：
 - * 南関東地震津波：津波シミュレーションによる
 - * 県西部地震津波：南関東地震津波シミュレーション結果を基に津波高比率により算出
 - * 東海地震：南関東地震津波シミュレーション結果を基に津波港比率により算出
- ◆公共土木施設被害額及び公益事業等被害額の算定
 - * 海岸指針より一般資産等被害額に対する比率により算定

算定手法：港湾解説書及び海岸指針に基づき実施

(6) 「高潮被害軽減便益」：港湾整備に伴う静穏度向上による港の高潮被害軽減効果を貨幣価値として算定

$$\text{高潮被害軽減便益} = \text{一般資産等被害額} + \text{公共土木施設被害額} \quad (\text{一般資産等被害額} \times 1.80)$$

$$+ \text{公共事業等被害額} \quad (\text{一般資産等被害額} \times 0.03) + \text{係留しているプレジャーボートの被害額}$$

高潮被害軽減便益の算定方針は、原則「(5) 津波被害軽減便益」に準ずる。ただし、浸水深は「海岸方針」の考え方では現地適用性に劣ることから、現地における実現象を踏まえて検討潮位(HHWL)に各工区の半波高を加えたものを浸水深と設定(下図及び下表参照)、また係留しているプレジャーボートの被害額は平成9年の台風被害の実績値より算出した。

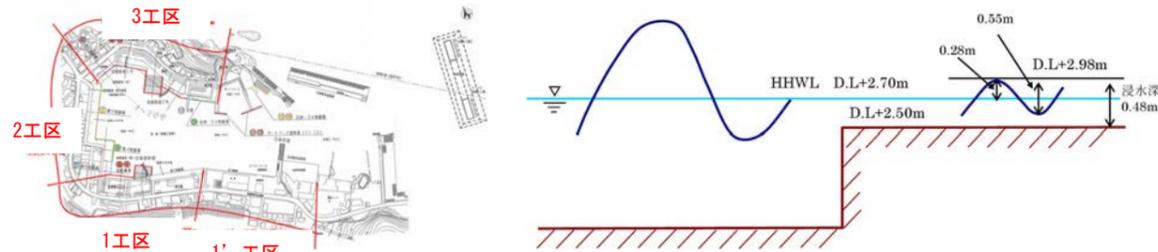


図 越流浸水深の考え方

表 各工区前面波高

	港口付近 Ho' (m)	波高比	物揚場前面 Ho'' (m)	波高 H1/3 (m)	1/2波高 η (m)
1' 工区	4.4	0.61	2.68	0.55	0.28
1工区	4.4	0.34	1.50	0.42	0.21
2工区	4.4	0.25	1.10	0.36	0.18
3工区	4.4	0.25	1.10	0.36	0.18

算定手法：港湾解説書及び海岸指針および、実現象を考慮した考え方を含めて実施

(7) 「漁船海難損失回避便益」：港湾整備に伴う静穏度向上により、荒天時における他港からの船舶の避難による海難損失回避の効果を貨幣価値として算定

$$\text{漁船海難損失回避益額} = \text{漁船の1隻当たりの平均損失原単位} \times \text{年間避難隻数}^{※1}$$

$$\text{◆漁船の1隻当たりの平均損失原単位} = \Sigma (\text{海難損傷別の避難する漁船1隻当たりの損失原単位}) \times (\text{海難損傷別発生比率}^{※2})$$

- ・ (海難損傷別の避難する漁船1隻当たりの損失原単位) = [漁船損傷に伴う損失額] + [漁船損傷による漁業休業損失額] + [海難損傷別人的被害損失額(負傷)^{※2}]
- * [漁船損傷に伴う損失額] = 漁船クラス^{※1} × 漁船建造費 × 漁船損傷に伴う損失額係数^{※2}
 漁船建造費：造船造機統計調査(国土交通省、2019年)FRP製漁船より引用
 漁船損傷に伴う損失額係数：港湾解説書より設定
- * [漁船損傷による漁業休業損失額] = 海難損傷別修繕期間^{※2} × 漁船休業損失額^{※2}
 ※1実績値より設定
 ※2港湾解説書より設定

算定手法：港湾解説書(避難港整備プロジェクト)に基づき実施

(8) 「石材船輸送コスト削減便益」：港湾整備に伴う静穏度向上により、荒天時における他港への船舶の避難により輸送コスト削減効果を貨幣価値として算定

$$\text{石材船輸送コスト削減便益} = \text{避難隻数}^{※} \times \text{チャーター料金} \times$$

$$\text{削減される輸送時間} \times \text{年間荒天回数}$$

- ◆チャーター料金：港湾解説書より設定
- ◆削減される輸送時間 = 輸送距離[※] / 運航速度[※]
- ◆年間荒天回数 = 防波堤整備前の避難回数[※] - 防波堤整備後の避難回数[※]
 ※：実績値より設定

算定手法：港湾解説書(避難港整備プロジェクト)に基づき実施

○総便益(B)の算定

上記(1)～(8)について、供用開始から50年分の便益額を算定し、合計して算定する。

$$\text{総便益(B)} = (\text{遊覧船乗船客増加便益} + \text{レジャー回数の増加便益} + \text{出漁日数の増加便益} + \text{漁船の耐用年数の増加便益} + \text{津波被害軽減便益} + \text{高潮被害軽減便益} + \text{漁船海難損失回避便益} + \text{石材船輸送コスト削減便益}) \times \text{換算定数}$$

- ◆換算定数：各便益とも50年分について、評価時点の額(現在価値)に換算するためのもの。

費用便益補足資料

路線名	真鶴港
事業名	真鶴港港湾整備事業
延長	沖防波堤 L=150m

□便益

	(1) 遊覧船客 増加便益	(2) 海洋 レジャー 振興便益	(3)+(4) 漁港機能 改善便益	(5) 津波被害 軽減便益	(6) 高潮被害 軽減便益	(7) 漁船海難 損失回避 便益	(8) 石材船輸 送コスト 削減便益	合計
基準年	令和3年							
基準年における現在価値(B)	0.47 億円	1.62 億円	20.28 億円	2.66 億円	33.21 億円	48.89 億円	0.05 億円	107.18 億円

□費用

	事業費	維持管理費	漁業補償費	合計
基準年	令和3年			
基準年における現在価値(C)	92.09億円	7.45億円	2.92億円	102.46億円

□算定結果

$$\text{費用便益比(B/C)} = \frac{\text{便益の現在価値の合計(B)}}{\text{費用の現在価値の合計(C)}} = \frac{107.18 \text{億円}}{102.46 \text{億円}} = 1.04$$

注) 1. 費用及び便益額は整数止めとする。
 2. 費用及び便益の合計額は、表示桁数の関係で計算値と一致しないことがある。

No. 10 山北つぶらの公園 都市公園整備事業

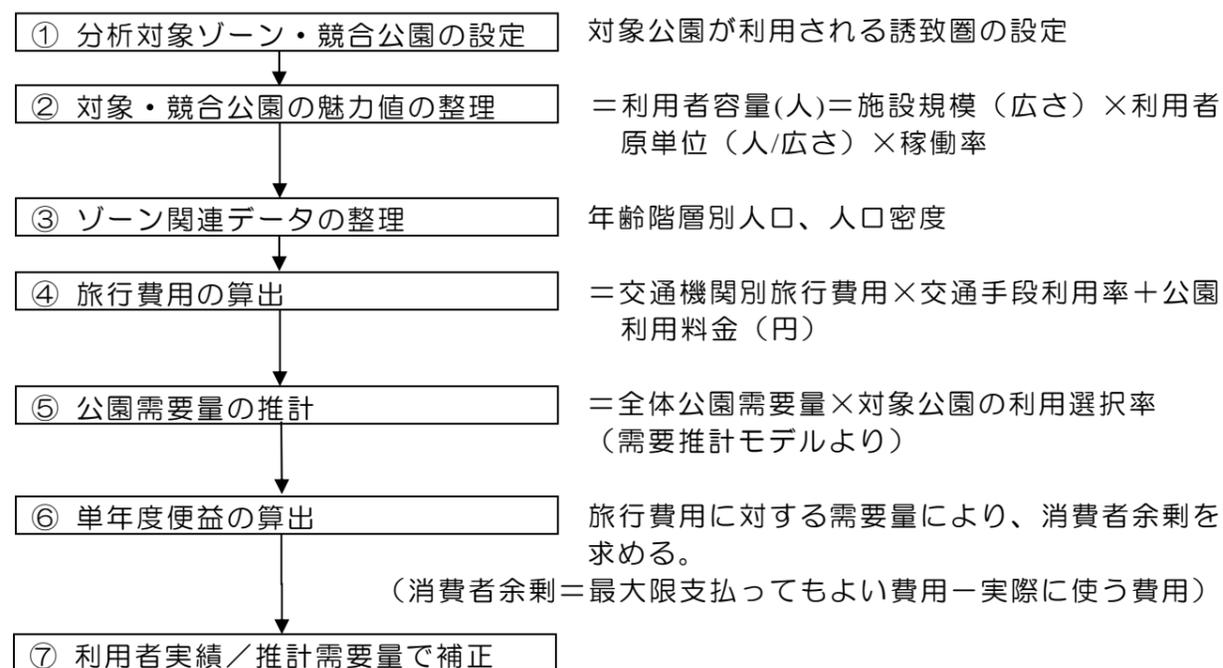
都市公園分野の事業における便益（B）の算出について

※算出根拠出典：「（改訂第4版）大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」（H29年10月、国土交通省都市局公園緑地・景観課）

公園事業の便益は、利用することや将来利用を担保することによって生じる「利用価値」、存在すること自体や将来世代に残すことによって生じる「非利用価値」があるが、これらのうち、「利用価値」に含まれる「直接利用価値」及び「間接利用価値」を貨幣換算して求めている。

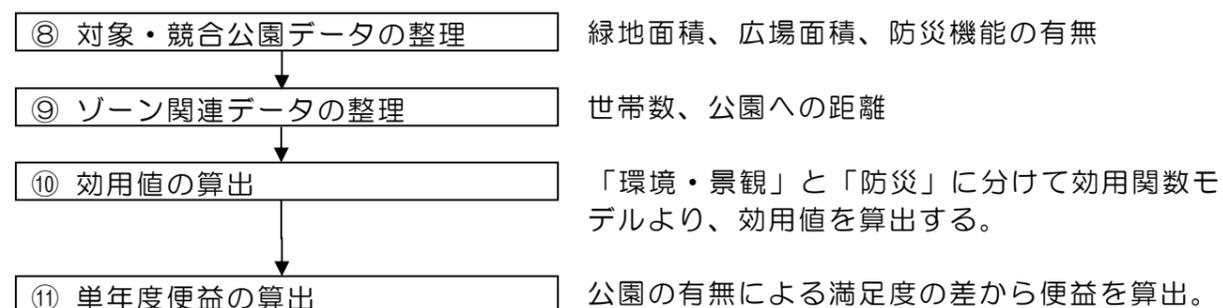
(1) 直接利用価値：健康、レクリエーション空間の提供による価値

○旅行費用法：「費用をかけても公園を利用する価値があると認めている」という前提のもと、公園までの旅行費用を利用して、公園整備の価値を評価する方法



(2) 間接利用価値：都市環境維持・改善、景観の向上、防災に役立つ価値

○効用関数法：公園が「ある場合」と「ない場合」の周辺世帯の満足度（効用）の差を貨幣価値に換算することで、公園整備の価値を評価する方法



(3) 総便益の算出

供用開始から50年分の便益額を合計して算出する。算出にあたっては、過去や将来の価格を割引率4%で現在価値に換算する。

費用便益補足資料

公園名	山北つぶらの公園
事業名	都市公園事業
面積	17.9ha(開園面積)

■事業全体

□便益

	利用便益	環境便益	防災便益	合計
基準年	令和3年度			
基準年における現在価値(B)	30億円	83億円	141億円	253億円

□費用

	事業費	維持管理費	合計
基準年	令和3年度		
基準年における現在価値(C)	26億円	8億円	33億円

□算定結果

費用便益比(B/C)			
B/C	=	$\frac{\text{便益の現在価値の合計(B)}}{\text{費用の現在価値の合計(C)}}$	= $\frac{253\text{億円}}{33\text{億円}}$
	=	7.6	

注) 1. 費用及び便益額は整数止めとする。ただし、整数で有効数字を表示できない場合はこの限りではない
2. 費用及び便益の合計、B/Cは、表示桁数の関係で計算値と一致しないことがある。